令和７年度 宮崎地方最低賃金審議会 第３回宮崎県最低賃金専門部会 議事録

１　日　時

令和７年８月 18 日（月）午後１時 00 分～午後３時 00 分

２　場　所

宮崎合同庁舎２階　共用大会議室

３　出席者　（各委員は五十音順）

公益代表委員　　橋口、宮川、森部
労働者代表委員　　鎌田、重黒木、白﨑
使用者代表委員　　河野、酒匂、中原
事　　務　　局　　吉野労働基準部長、平元賃金室長、木村室長補佐

４　議事内容

【室長補佐】

部会委員の皆さまには、お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。ただいまから第３回宮崎県最低賃金専門部会を開催いたします。本日は９名の委員、全員が出席されていますので、最低賃金審議会令第５条の定員数を満たしていることをご報告いたします。

本日の議事録の確認は、白﨑委員と河野委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

【白﨑委員・河野委員】

はい。

【室長補佐】

よろしくお願いいたします。また、当専門部会の開催につきまして公示を行いましたところ５名の申し込みがありまして、本日はその中から３名さまにお越しいただいておりますことを報告申し上げます。

傍聴者の皆さまにおかれましては、傍聴に当たっての遵守事項を厳守の上、会議を傍聴されますよう、どうぞよろしくお願いいたします。本日の会議の資料につきましては、閲覧用を傍聴席にも準備しておりますので、会議中にご覧いただいて差し支えありませんが、持ち帰りになられることはお控えいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。なお、会議資料の一部につきましては、後日、宮崎労働局ホームページに掲載いたしますので、必要な場合は、そちらのご利用をお願いいたします。

それでは、ここからは森部部会長に議事進行をお願いしたいと思います。森部部会長、どうぞよろしくお願いいたします

【森部部会長】

よろしくお願いします。それでは、ただいまより専門部会の議事に入りたいと思います。金額審議に入る前に、本日配付された資料につきまして、事務局より説明をお願いします。

【賃金室長】

それでは説明します。資料がいくつかありますけど、前回の第２回専門部会の際に何点か依頼されております。１つは使側委員のほうから、食料の都道府県別データということでしたが、こちらについては、現在、本省に確認中で、また、あらためて準備ができ次第、提出したいと思います。

続きまして、労側委員のほうから出ました、いわゆる若者の県外流出ということで宿題がありました資料に関して、こちらの方は今回、準備しております。資料の１ページ目以降になりますが、まず、最初の資料のほうは、職業安定課で作成しております今年の３月末の新規学校卒業者の求職・求人等の状況であります。これ、全部のページを載せておりません。抜粋したものになります。ページでいきますと、資料ページ、下のページの番号でいきますと、５ページ、専の③－５というところを見ていただけばと思いますが、こちらのほうは高卒、新高等学校卒業者の就職希望者に占める県内の希望者の割合になります。まず、こちらでは希望者の割合が、３月末の時点で64.4％となっています。こちらの数字は、次の７ページの資料で見てもらいたいと思いますが、こちらは内定者の占める県内の割合になっています。こちらは希望者が３月末と、ほぼ数字が一致しております。もう、この時期には内定者が、ほぼほぼ確定しているということになります。実際には６月末が高卒の内定者の数字の確定時期になりますが、実際は３月末で、ほぼ数字が確定している状況にあります。県内に残った方はこの数字のとおり、今年の３月では、64.4％が県内で内定をもらっています。そしてそれ以外の方は、県外に就職されているのかな、という数字でございます。

続きまして、その資料の９ページ、こちらに関しては、大学といわゆる短大とか専門学校あたりも入りますが、こちらも３月末の状況ですけど、こちらは表のつくりが若干違ってまして、左枠の下から３枠目、就職内定者に占める県内内定者の割合とあります。43.7％でありますけど、大学に関しましては、県外からの学生もいらっしゃいますので、これを純粋に県内の学生の数字として見ていいのかというと、ちょっと疑問が残るところではありますけど、一応、ご覧になる時は、そういったことにも注意される必要があるかと思います。

続きまして、資料の11ページ以降になります。これは去年の３月の時期の調査結果になります。職業安定所の方で外部に委託して調査をお願いした資料になります。宮崎大学生に対して、就職する時、どのようなことを決定の要素にするかというところの資料になります。これは詳しく触れませんけど、資料のページでいいます14ページ、14ページのほうを見ていただきますと、図の表の１、「就職先を選ぶ時に重視するポイント」としましては、一番高いところが給与水準ということでございます。これに関しては、資料も割と多いので、参考までにということで添付させていただきました。また時間があるときに目を通して、参考にしていただければと思っています。今日、準備しました資料に関しては以上になります。

【森部部会長】

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明につきまして、何かご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

【鎌田委員】

はい。

【森部部会長】

それでは、鎌田委員からお願いします。

【鎌田委員】

ありがとうございました。労側のほうからの、このような資料を作ってほしいという依頼で、今回このような資料を作っていただき、ありがとうございます。

資料の５ページですけども、労側がよく主張しています県外流出とかいう部分で、高卒の県内就職率が、月ごとに出されているのだと思います。そこで、分かる範囲で構わないのですが、県内就職率の高卒のほうというのが、宮崎は全国的に見ても、非常に低いというのが課題というふうに思っております。令和６年３月末現在でもいいのですが、全国的にはワースト５番目だとか、ちょっとごめんなさい、私も数字調べてきてないので詳しくは分かってないのですが、何か、そういうのが分かれば補足で教えていただけると、ありがたいなあというふうに思っていますし、２点目は、資料の 14 ページ、先ほど給与水準と、大学生の方のアンケートに 78％が、ということでございます。こちらの方は、われわれ労側が、第１回のところで説明したコンサスの資料の中にも、宮崎大学の、このアンケート結果で 78％が給与水準なんだと、就職先を選ぶということだったということと、まったく同じ内容だということも合わせて説明させていただきます。以上です。

【森部部会長】

はい、ありがとうございます。１番目の話は…

【賃金室長】

ちょっと、いま準備しておりませんので、それは準備を含めて対応できれば、また次回の部会で提供できればと思っています。

【森部部会長】

分かりました、ありがとうございます。

【重黒木委員】

はい。

【森部部会長】

お願いします。

【重黒木委員】

私も同じです。県内にとどまる方の割合が何パーセントくらいなのか、全国的に順位は何位ぐらいなのかなっていうのが、できれば分かればと思いましたので。

【森部部会長】

同じようなご要望になりますが、次回よろしくお願いします。他に何かございますでしょうか。

（特になし）

【森部部会長】

よろしいでしょうか。はい、それでは、よろしいようですので、議題のほうに移りたいと思います。議題１、全国の結審状況につきまして、事務局よりお願いします。

【賃金室長】

はい、説明します。資料の 33 ページの方をお開きください。一応、今日準備しておりますけど、赤字を追記しているのを含めて、おそらく前回と数字がほとんど変わってないかと思います。以上です。

【森部部会長】

はい、ありがとうございます。これにつきまして、何かご質問ございますでしょうか。

【酒匂委員】

よろしいですか。

【森部部会長】

はい、お願いします。

【酒匂委員】

資料としていただく際に、今回は発効日も十分議論するようにと言われておりますので、各県の発効日の状況も合わせて、今後出していただけると助かります。

【森部部会長】

はい、ありがとうございます。他にございますか。よろしいですか。

それでは、結審状況につきましては以上のようになりました。次に議題３、金額審議に移りたいと思います。第１回および第２回専門部会において金額提示は行われましたが、第１回目と第２回目の専門部会における金額提示は同じで、労側が 81 円引き上げの 1,033 円、使側が 34 円引き上げの 986 円。現時点で 47 円の開きがございます。本日は時間に限りがありますので、最初から公・労、あるいは公・使の個別協議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【河野委員・白﨑委員】

はい。

【森部部会長】

それでは、まずは公・労から始めたいと…

【酒匂委員】

すみません、ちょっと、よろしいですか。

【森部部会長】

はい。

【酒匂委員】

金額審議、議題にも上がっていますので、今後やっていただけると思うのですが。すみません、何度もくどいようで。発効日については、どのタイミングでご議論いただくように予定されているのでしょうか。やはり同時並行的に進めていただかないと、金額が固まった段階で、それでは発効日を議論しましょうってなると、想定されている回数もあと２回という状況の中で、同時並行でご議論いただくほうが効率的じゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【森部部会長】

どうしましょうか。

【基準部長】

もちろん、金額についても重要なのですが、酒匂委員、おっしゃるとおり発効日についても、酒匂委員が今回は最初から一貫してご発言いただいているところなので、当然、協議する事項の一つではあると、事務局等としても認識していますので、並行してということで事務局としては全然構わないと考えています。

【森部部会長】

それでは、労側もよろしいでしょうか、そのようなかたちで。

【白﨑委員】

はい。

【森部部会長】

それでは、金額審議だけではなくて、発効日につきましても、今後、この場で議論していくということで、よろしいでしょうか。

【全委員】

はい。

【森部部会長】

はい、ありがとうございます。それでは、公・労から協議をしたいと思いますので、使側はご退席ください。

（使側委員を控室へ案内）

＜１回目の公労個別協議開始＞

（公労個別協議終了後、労側委員を控室へ案内、使側委員を呼び込み）

＜１回目の公使個別協議開始＞

（公使個別協議終了後、使側委員を控室へ案内、労側委員を呼び込み）

＜２回目の公労個別協議開始＞

（公労個別協議終了後、労側委員着席のまま、使側委員を呼び込み）

＜全体協議の再開＞

【森部部会長】

それでは、先ほど個別で労側に説明した新しい資料がありますので、これを使側に今配って、事務局から説明をしてもらいたいと思います。

【基準部長】

今配った資料が、今回もそうですけれど、目安の公益見解で生計費が重視されているので、今までも何回か資料がバラバラで出ているんですけれども、一応、それらを一枚の表にまとめたという話です。消費者物価指数の持ち家、頻繁、一ヶ月、食料、基礎的支出、この上から５つが本省の目安の公益見解で示されている数値3.9から5.0で、このうち宮崎県の数値があるのが、前回バラバラの資料でお出ししましたが、一番上の総合と食料になります。両方とも毎回出ているものなので、本省の公益見解にあわせて令和６年10月から令和７年６月の９か月間の平均を出しました。当然期間の取り方で数値は色々変わりますが、目安の公益見解の期間にあわせて数値を出しています。最後の括弧のエネルギーと光熱水道というのは、直接この数値は公益見解の中には出てきてはいないのですが、言葉としては出てきているものなので、一応、全国の数値と、これは宮崎の数値もあるので、これを同じ期間の平均で出しております。下の黒ポツがその対前年度期間ですね。同じ９カ月の１年前の対前年度期間の平均を同じように取ったらどうなるのかというのを、上の総合と食料、公益見解で用いられているものの２つの指標だけを着目して取ったのが、それになります。いずれも全国と宮崎を比べると数ポイントですが、どちらも宮崎の方が上回っているというような状況という結果になります。以上です。

【酒匂委員】

何か、前回、河野委員が質問されました資料がありませんでしたか。全国の数字が入った…。

【賃金室長】

冒頭、説明しましたとおり、今、本省に確認中です。

【森部部会長】

使側の方からは何かありますか。先ほど使側の主張をお伝えしたというところまででしたが、時間もありますので、一応、全体協議として次回に向けて何かございましたらお願いします。

（特になし）

よろしいですか。それではまとめたいと思います。個別協議により、労側が77円の引き上げの1029円、使側が41円引き上げの993円という形になりました。で、依然、36円のひらきがござ

います。次回は労使双方の提示額および全国の結審状況を参考にしながら審議を進めて、できれば結審したいと思いますので、よろしくお願いします。

他にご意見がなければこれで終わりたいとおもいますけれど、よろしいでしょうか。何かありますか。

（特になし）

無ければ本日の審議はこれで終わりたいと思います。それではですね。次回の第４回専門部会は８月 25 日、月曜日の午後１時 30 分から開催いたします。

本日の会議記録につきましては、議事録を作成いたします。白﨑委員と河野委員に確認をお願いしたいと思います。

また、本日の議事録については、公・労あるいは公・使の個別協議につきましては、率直な意見の交換が損なわれることから非公開とし、参考人聴取及び公・労・使の３者が揃った審議については、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利権益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれることはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第７条第２項の規定により公開したいと思いますがご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは本日の専門部会はこれで終わりたいと思います。皆様ありがとうございました。

部　　会　　長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

労働者側代表委員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使用者側代表委員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿